

に幾何増加するとは言ひ難し 依て他に比し著しく低き職場に
ついては考慮す

右の如き會社側の言明を得た従業員は六日のサボを除いて、翌七
日から概ね就労し、現在に至つてゐる如くである。

ところで、會社側の言明につき、なほ詳細に協議をなすべく、八
日午後五時半頃から高橋常務と職工側委員十一名との間に協議會が
開催され、次のやうな内容の懇談會がなされたのである。

(1) 家族手當の支給は年齢の制限によらず家族數に應じて給付され
たし

(回答) 困難……承認

(2) 家族手當は出征者の遺家族に對しても同様支給されたし

(回答) 不可……承認

(3) 家族手當は公傷、私病、遅刻、早引にも支給されたし

(回答) 公傷については研究の上可 私病以下は不可……

承認

(4) 昨年末迄の入社者には百分の三の昇給を全部實行されたし

(回答) 可

(5) 成績優良なるものに對する特別昇給はなるべく廣範圍に涉り行
はれたし

(回答) 聞き置く……承認

(6) 今迄の経過を全部揭示されたし

この協議會の結果に基き、會社側は十日午後二時頃、今までの経
過につき、新めて従業員に對し左記の如き回答を發表揭示したので
ある。

今般會社ハ産業報國會役員及各組長ヲ通ジ左記ノ件ヲ實施スベキ